

はじめに

平成 17 年度は、国において、少子化社会対策大綱に基づき目指すべき子育て社会を描いた「子ども・子育て応援プラン」の開始年であると同時に、ヘルスプロモーションにより母子の健康の保持増進を図る「健やか親子 21」の改訂年でした。また、都においては、4月に「次世代育成支援推進東京都行動計画」を策定しました。

国、都の計画のいずれにおいても、鍵となるのは、関係機関の連携による「地域の養育力の強化」です。地域において、支援を必要とする子育て家庭＝「要支援家庭」を早期に発見し、あるいはそのような状態に至らないよう、関係機関が連携して必要な支援に結びつけるシステムを構築することが、子育て家庭の安心につながります。

そのシステムを有効に機能させるためには、全ての自治体が全ての母子に対して妊娠期から関わることのできる母子保健事業を最大限活用することが効果的です。母子保健事業の機会を活用して、早期に要支援家庭をスクリーニング等により発見し、適切に関係機関へ連絡することにより、子ども家庭支援センターが核となって提供するサービス等に早期につなげ、要支援状態への移行を予防することが可能になります。

このガイドラインの目的は、第一に、要支援家庭の早期発見・予防を効果的に行うために、都や区市町村が実施する母子保健事業の強化と事業の特色を活用する方策を示すことです。第二に、福祉・保健・医療等からなる地域のネットワークが、要支援家庭を共通の視線で捉えてサービスの提供を行うことができるよう、母子保健事業で行う要支援家庭の把握方法を示すことです。

子どもとその家庭をめぐる様々な問題に対して、地域全体で支えていくためには、関係機関の相互理解と連携、現場の最前線で働く方のたゆまぬ努力が不可欠です。本書が、保健・福祉・医療関係者の積極的な子育て支援活動の一助となることを願っています。

平成 18 年 3 月

福祉保健局少子社会対策部長

都留 佳苗

